

景観デザイン協議等運営要綱の改正について

1. 景観デザイン協議制度の概要

- ・事業の進捗に合わせた協議（計画段階、設計段階）
- ・景観アドバイザー専門部会での意見交換をふまえた景観評価（意見書、回答書）
- ・設計段階協議の公開（公告縦覧、地元説明等）
- ・条例等による位置づけ（神戸市都市景観条例、同施行規則、運営要綱による）

2. 運営要綱の変更

（1）設計段階アドバイザー専門部会での意見交換について

①内容

景観デザイン協議等運営要綱に定める「評価にあたっては、アドバイザー専門部会に事業者・設計者等が出席して意見交換を実施する」旨の規定に、「景観形成に支障がないと市長が認める場合はこの限りでない」旨の規定を加える。

②理由

協議案件数の増加に伴い、臨時部会を開催するなどアドバイザー専門部会での意見交換時間が不足している状況を踏まえ、計画段階において、「景観に対する影響が小さい」、「景観に対する配慮が既になされている」等の評価を受けた建築計画について、設計段階のアドバイザー専門部会における事業者及び設計者との意見交換を免除することで、意見交換の必要性が高い建築計画に対して、より充実した景観評価の態勢確保を図るものである。

（2）資料の提出期限変更について

①内容

アドバイザー専門部会の資料の提出期限について、「7日以上前の日」旨の規定を「8日以上前の日」に変更する。

②理由

部会委員への資料事前送付日程を確保することで、アドバイザー専門部会における意見交換の効率化と充実を図るものである。

神戸市都市景観条例景観デザイン協議等運営要綱 改正案

※下線部：変更箇所

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市都市景観条例（以下条例という）第 6 章の 2 の規定に基づく景観デザイン協議等の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画段階における景観デザイン協議の協議事項)

第 2 条 条例第 31 条の 5 第 1 項に規定する計画段階における景観デザイン協議では、良好な景観の形成を図るため、次の事項について協議する。

(1) 建築物の計画段階における建築物の配置、ボリューム等。

(2) その他景観形成上、必要と認める事項

2 前項の協議では、敷地の歴史、自然環境、周辺の街なみなど地域特性を考慮する。

(計画段階における景観デザイン協議に係る評価)

第 3 条 条例第 31 条の 6 第 1 項に規定する良好な景観の形成に関する評価にあたっては、同条第 2 項の定めにより、別途定める都市景観審議会景観アドバイザー専門部会（以下アドバイザー専門部会という）に景観影響建築行為予定者またはその代理者、または設計者が出席し、アドバイザー専門部会委員に対し計画内容の説明を行い、意見交換を実施する。

2 前項の意見交換の実施にあたっては、景観影響建築行為予定者は計画段階景観デザイン協議申出書に添付した図書をアドバイザー専門部会の開催日を除く 7 日以上前の日までに 15 部提出するものとする。 8

3 アドバイザー専門部会の開催の日程は予め公表するものとする。

(設計段階における景観デザイン協議の協議事項)

第 4 条 条例第 31 条の 9 第 1 項に規定する設計段階における景観デザイン協議では、良好な景観の形成を図るため、次の事項について協議する。

(1) 建築物の意匠、色彩、外構等。

(2) その他景観形成上、必要と認める事項

(住民説明会開催の案内及び標識設置の時期)

第 5 条 規則第 16 条の 16 第 3 項各号に定める住民説明会開催の周知は住民説明会の開催日を除く 7 日以上前の日までに行うものとする。

(住民説明会開催を案内する範囲)

第 6 条 神戸市都市景観条例施行規則（以下規則という）第 16 条の 16 第 3 項第 2 号に定める図書の配布、又は回覧する範囲は、行為地の敷地境界線より予定建築物の高さのおおむね 3 倍の距離に含まれる町丁目の範囲とする。

(設計段階における景観デザイン協議に係る評価)

第 7 条 条例第 31 条の 12 第 1 項に規定する良好な景観の形成に関する評価にあたっては、同条第 2 項の定めにより、別途定めるアドバイザー専門部会に景観影響建築行為予定者またはその代理者、または設計者が出席し、アドバイザー専門部会委員に対し設計内容の説明を行い、意見交換を実施する。ただし、計画段階のアドバイザー専門部会の意見を受け、良好な景観の形成に対して影響を及ぼす見込みがないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の意見交換の実施にあたっては、景観影響建築行為予定者は設計段階景観デザイン協議申出書に添付した図書をアドバイザー専門部会の開催日を除く 7 日以上前の日までに 15 部提出するものとする。 8

3 アドバイザー専門部会の開催の日程は予め公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日より施行する。

参考：神戸市都市景観条例 抜粋

(計画段階における景観デザイン協議)

第31条の5 景観影響建築行為予定者は、景観影響建築行為を行おうとするときは、その設計図書の作成に着手する前に、良好な景観の形成に関する事項について、市長と協議をしなければならない。ただし、当該景観影響建築行為が良好な景観の形成に対して影響を及ぼす見込みがないと特に市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の協議を行おうとする景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、書面により協議の申出を行わなければならない。

3 前項の申出に係る書面には、景観影響建築行為の概要が分かるものとして規則で定める図書を添付しなければならない。

(計画段階における景観デザイン協議に係る評価)

第31条の6 市長は、前条第2項の規定による申出があつたときは、当該申出に係る景観影響建築行為についての良好な景観の形成に関する評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行うときは、都市景観審議会の意見を聴くものとする。

(設計段階における景観デザイン協議)

第31条の9 景観影響建築行為予定者は、景観影響建築行為を行おうとするときは、その景観影響建築行為に係る工事に着手する日の90日前から180日前までの間で規則で定める日までに、良好な景観の形成に関する事項について、市長と協議をしなければならない。ただし、当該景観影響建築行為が良好な景観の形成に対して影響を及ぼす見込みがないと特に市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の協議を行おうとする景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、書面により協議の申出を行わなければならない。

(設計段階景観デザイン協議に係る評価)

第31条の12 市長は、第31条の9第2項の規定による申出があつたときは、当該申出に係る景観影響建築行為についての良好な景観の形成に関する評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行うときは、都市景観審議会の意見を聴くものとする。